

令和5年度 第2回兵庫県環境審議会自然環境部会 会議録

日 時 令和5年11月24日(金)
午後3時00分開会
午後5時00分閉会

場 所 ラッセホール5F ハイビスカス

議 題 議事 ①「生物多様性ひょうご戦略」の改定について
②郷土記念物の指定の解除について

出席者 会長 中瀬 勲
部会長 高橋 晃
委員 竹尾 ともえ 委員 谷口 日出二
委員 三橋 弘宗 委員 與語 信也
特別委員 山田 裕司

欠席者 委員 太田 英利 委員 辻 三奈
委員 角田 昌二郎
特別委員 突々 淳

説明のために出席した者の職氏名

環境部長 菅 範昭 環境部次長 福山 雅章
自然鳥獣共生課長 森田 直子 自然鳥獣共生課副課長 藤田 裕一郎
その他関係職員

会議の概要

開会(午後 3時00分)

議事に先立ち、菅環境部長から挨拶がなされた。

議事

1 「生物多様性ひょうご戦略」の改定について

①情報提供 「ネイチャーポジティブ経済実現に向けた国内外の動きについて」

審議の参考とするため、環境省自然環境局生物多様性主流化室長 浜島 直子氏より情報提供を行った(資料1)

②意見交換

(事務局)

兵庫県は中小企業が非常に多く、まず経営をしっかりとってから自然環境のことを考えると、自然環境の保全に関心を持ってもらえる取組みはどういったことが必要となるか。

(浜島室長)

中小企業にもいくつかパターンがあると考えており、例えば、ヨーロッパの会社

に部品を販売しようとする、現在、この製品は、カーボンニュートラルであるか取引先に確認されるケースが出てきている。今後、ネイチャーの面も同様に、自然環境の保全に配慮して生産された製品かといった流れになってくるのではと危惧して、先んじて取組んでいる企業もある。

2点目に、地元で製品の生産をしている企業などは、地元の自然環境を毀損して営業してしまうと自分たちの首を絞めてしまうことになるため、既に毀損しないよう取組んでおられることが多いと考える。ネイチャーポジティブのためになにか特別に取組むというよりは、経営と同時に自然環境に配慮しているということ自体を継続していただけるようにすることが必要であると考えている。

そのような中で、現在、環境省では、脱炭素アドバイザー資格制度という、地方銀行の銀行マンに脱炭素の知識を持ってもらい、中小企業を回るときに、脱炭素への取組みが大切であるという説明をしてもらう制度が始まっている。

自然環境保全の取組みを中小企業へ広げていくためには、アドバイザー制度のような形で広げていくことが重要だと考えており、地方銀行との関わりを大切にしていきたいと思っている。

(中瀬会長)

地域で、環境経済について講演することがあるが、中小企業の方に、海外の動向を現実的な問題として考えなければならないというところをどう伝えようかいつも苦慮している。

(浜島室長)

中小企業の方も含む海外の方々との意見交換の場は作っているが、国も同様に悩んでいるところである。日本商工会議所と連携し、彼らも中小企業の抱える悩みなど、実態に関するアンケートを取ったりし始めている。そうした結果を踏まえ、少しずつコミュニケーションを取っていく必要があると考えている。

(山田委員)

J-クレジットは、炭素吸収量の算定など客観的な数字が出てくるものだが、生物多様性の場合、客観的な数字が見えづらく、今のところ指標もあまり無いような状況であると思うが、現在の課題などはあるか。

(浜島室長)

C02 や資源などは量の話であり、自然は質の話になってくる。同じような指標で測ろうとすると、非常に難しい議論になると考える一方で、今の資本主義社会を前提とすると、データを測っていかないとお金が正しく動かないため、見える形にしないといけないという認識は持っている。

支援証明書（自分の土地でない自然共生サイトに支援した際に発行される証明書）は、J-クレジットと同じような形を目指して検討を始めたものであり、現時点では、自然環境への支援は、単一の指標で測れるものではないと考えており、まずは緩めに、支援をしたら証明するという形で始めようとしている。

参考に、自然に価値が見いだされてきている例として、J-ブルークレジットという海のクレジットがあり、C02 のクレジットであることに変わりはないが、C02 の固定の効果の他に、水質がどれだけ改善されたかなど、生態系の改善を特記事項に記載して追加的な情報も含めて売り出してみたところ、値段が特記事項なしの場合と10倍ほど違うという結果になった。

支援証明書についても、J-ブルークレジットを参考に、特記事項などで自然の多

面的な価値を見いだしてもらえよう、実験しながら取組んでいく。いずれは J-クレジットのような制度になっていくこともあるかもしれないと考えている。

(三橋委員)

自然環境への影響は測りにくいですが、水をベースにするとやりやすいということは世界的にも議論されていることではある。

TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures : 自然関連財務情報開示タスクフォース。民間企業や金融機関が、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織。) の制度について、例えば、ダムに大量の水を持っており、昔取得した水利権を使い、石炭火力発電など CO2 を大量に排出する会社へ水を流し、また、火力発電で熱せされた水を毎日何万トンと沿岸に流すような会社があったとして、こういった会社を TNFD でバツをつけて、市場からどのように排除される仕組みができるのか。先ほどの例の会社は、行政機関からお墨付きをもらった水利権を使っているため、自分たちの責任ではないとして、企業自らがそういった不利な情報を開示することはないと考えるが、そういうところを TNFD でどのように開示するのかイメージなどはあるか。

(浜島室長)

TNFD は自分だけで完結するものではなく、目標設定には SBTs for Nature を参照してくださいという形になっている。今質問があったような取水量をどう考えるかといったところは SBTs for Nature のほうに整合させることとなっている。

市場からどう排除されていくかは、SBTs for Nature に則ってどう対応しているのかというところが、TNFD で開示され投資家目線で判断されていくものだと考えている。

(三橋委員)

生物多様性の定量はすごく難しいものであるが、TNFD のメリットの一つは、経時変化を追えることである。例えば、鉄鋼業で大量に電力を使用しているが、我々の生活には欠かせないという分野と、自然に近く環境へ配慮しやすい分野とを比較すると、自然環境へのインパクトの大きさは配慮しやすい分野にあると思うが、それでは鉄鋼業がダメかと言われればそんなことはなく、ある基準でもって経時変化を追うと、企業の業績が伸びると同時に、自然環境へのインパクトの大きさや、CO2 の排出量などの変化は平行か下がっているということになると、投資会社・証券会社は銘柄を付けやすいと銀行関係者・証券関係者から話を聞いている。生物多様性は絶対値で評価するというより、経年で評価することが重要ではないかと考えている。

また、現在、私が相談を受けているのは、役所より地方銀行が多い。中小企業は、廃棄物関係の規制等で困っており、そこにカーボンニュートラルと TNFD を絡ませてビジネスをしないと融資している会社も潰れてしまう。そのため、環境への影響等の問題も含めて、地方銀行がコンサルタントの会社等に相談しようとするが、相談料が非常に高く、相談できないという悩みも抱えている。地方銀行等へ複合的にアドバイスする制度のようなものはないものか。

(浜島室長)

来年度の概算要求で、サステナブル経営推進プラットフォームというものを計画している。環境に対して持続可能な経営等に悩みを抱えた方々に対し、解決法を持

っている方をマッチングするような仕組みを想定しており、互助的な共同プロジェクトができるような制度を考えている。

また、民の取組みとして、金融業界でどのように取組んでいけばよいかということを検討する仲間づくりができる場も作られてきている。そのあたりと連携して進めていきたいと考えている。

(中瀬会長)

30by30の達成に向けて自然共生サイトを続々指定しているが、指定された後、誰が管理するかというところで考えられていることはあるか。地域での環境学習などがこういうところで生きてくると思っている。

(浜島室長)

自然の問題は、地域の方々のオーナーシップの話だと考えている。責任を持って自分たちでどのように守っていこうかと自治体をはじめ地域のコミュニティで考えることが重要だと考えている。

(與語委員)

太陽光発電を進めていく中で、メガソーラーによる環境破壊などの問題もある。東京都は、都市型太陽光発電の協定を結んで取組んでいると思うが、国として自治体の施策に対してアドバイスをする、企業をマッチングするなどの動きはあったりするか。

(浜島室長)

問題意識として、自然をかえって破壊してしまうものを作ることはどう考えているかということだと思うが、何のために脱炭素に取り組もうとしているのか、ということ考えた時に、森林を破壊してまで太陽光発電の建設をすることはおかしいと思われた自治体が、条例をつくって規制していると考えている。

現在は、一律にこれがいいというものより、各地域で少しずつ、より良いバランスを見つけていく段階であるのかなと考えている。

(竹尾委員)

来年度、一番進めていきたいと考えている施策はあるか。

(浜島室長)

生物多様性の分野は元々幅広くやってきたため、まずは、ネイチャーポジティブ経済として、企業の方に市場の選択肢として提示していくことが一番だと思っている。

企業の方単独では取り組みづらくとも共同でできることはまだあると考えており、そのため、サステナブル経営推進プラットフォームの構築により、企業の方の互助的なプロジェクトの推進や、機運の醸成において、具体的な成果を出すというところを注力して取組んでいきたい。

(谷口委員)

現在、環境活動は大企業が中心となっていると思うが、中小企業が取組んでいることがどれだけネイチャーポジティブに繋がっているのかというところを今後、大企業から中小企業や市民活動に落とし込んでいってもらえればと思う。

(浜島室長)

企業向けに、生物多様性民間参画ガイドラインというものを作っており、中小企業の方にも取組んでいただけるように意識しているものではあるが、ボリュームが非常に多くなってしまっている。ガイドラインをもう少しコンパクトにして、この取組みは少なくともネイチャーネガティブなものではないというチェックリストや、この程度なら自分たちもやってみようと思えるようなものを作っていきたい。

(山田委員)

30by30の陸域は、森林がメインになると思うが、森林の実態として、兵庫県では1ヘクタール未満の土地の所有人が7,8割を占め、所有者が感心を無くしており、タダでも良いから誰かにあげたいと考えている人が非常に多い。

そのため、ネイチャーポジティブが持つ新たな価値を示して、土地所有者に感心を持ってもらえるようなことを考えてもらいたい。

(浜島室長)

森林の多面的価値について、いくつかの市町村にご協力いただいて見える化するモデル事業を行っている。

2 郷土記念物の指定の解除について

事務局から資料2説明の後、以下のとおり質疑があった。

(高橋部会長)

倒れた後の切り株はどうなっているのか。そこから芽が出てきそうな気配はあるか。

(事務局)

腐朽がひどく、今後芽吹いてくるような状態ではなかった。

(山田委員)

樹木医でもあり、倒れた直後見に行ったが、腐朽が非常にひどく、生きていたところはほぼなかった。若い木であれば再生もあり得るが、再生も不可能な状況だった。倒れるべくして倒れたのかなと考える。

(山田委員)

条例に保全とあるが、具体的な保全とは何かあるか。

(事務局)

県として、管理は所有者・管理者にお願いしており、県から特に支援があるという制度にはなっていない。

(山田委員)

天然記念物の場合は文化財のため、色んな補助制度がある。そういった制度もないということか。看板を立てて守っていますというPRしかないということか。

(事務局)

現在のところ、補助制度は特になく、管理を地元等にお願いしている状況である。

(谷口委員)

この周辺はアベマキの植生が広範囲にあるところか。

(三橋委員)

丹波の森協会が植生図を作っており、このあたりはコナラ・アベマキ群落として落葉広葉樹が広く広がっているエリアである。そういう点では、周りから病害虫がくるというリスクはあるかもしれない。

(三橋委員)

今回は人が居なかったからよかったが、県道や川沿いの場合、倒れると災害の原因になると思うが、そのような時に指定を解除するプロセスはあるのか。それとも解除するプロセスはなく倒れるのを待つのか。倒れそうなところを立入り禁止にするなど、緊急措置のような対応に対する考え方はあるか。

(事務局)

郷土記念物など、老木・古木が多く、そういった状況が考えられるが、地元市町等と相談しながら対応することになると考えており、現状、こういった場合にはこうするという考え方は持っていない。

(山田委員)

文化財の天然記念物の場合は、文化財そのものを看視するという観点から、樹木医として診断しているが、天然記念物が倒木により、人等を加害する可能性があるという視点からは見ていない。県の天然記念物だけでも加害する恐れがある観点で見なければならぬと思った。

(中瀬会長)

県・市町指定の郷土記念物などをどうするのか議論していかなければならない時期にきていると思う。

(山田委員)

昔であれば、危なくなったら枝を切ったりなど、地元の人による管理ができていたのだと思う。近年はそのあたりの管理が機能しなくなってきており、考えなければならぬ問題だと思う。

(竹尾委員)

県指定の郷土記念物で倒れて事故などを起こした場合、記念物の指定により補償する制度などはあるのか。

(事務局)

郷土記念物にはそれぞれ所有者がいるため、所有者が補償をすることになる。

(竹尾委員)

郷土記念物という名称がついたものなので、突然倒れただけで終わるのではなく、補償まで考えておかないといけないのではと思う。

(三橋委員)

先日、法律が改正され、道路にせり出している枝などは（急迫の事情があるとき

には) 切れるはずだと思う。文化財そのものだけでなく、他の道路等に対することも含めて、ガイドラインを持っておいたほうがいい。何か起こってからでは遅いので、被害が起こる前に取るべき方策は考えておいたほうがいいと思う。

(高橋部会長)

今後、被害が起こるかもしれないという予測をして、郷土記念物等に対し、手を打っておくということを検討していただくことも必要かなと思う。

今回の大アベマキの指定の解除には特に意見はないか。指定解除の手続きをすすめてもよいかどうか、伺いたいがいかがか。

(委員・特別委員)

異議なし。

(高橋部会長)

本案を持って、自然環境部会の決議とする。部会決議については、兵庫県環境審議会の運営に関する規程第9条において、部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。ただいま決議された「郷土記念物の指定の解除について」、中瀬会長に内容に同意いただければ、審議会の決議としたい。中瀬会長、いかがか。

(中瀬会長)

部会の決議のとおりで結構である。

(高橋部会長)

中瀬会長から同意をいただいたので、本決議を審議会の決議として答申にかえさせていただく。なお答申文については、後日送付する。

それでは他にご意見がないようなので、これで議事を終了し、事務局に進行をお返しする。

閉会 (午後 5時00分)